

日米合同委員会合意事案概要

件名	施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する提案について
承認年月日	平. 22. 9. 30.
施設・区域名称	—
合意対象所在地	神奈川県横浜市、逗子市
合意対象面積等	土地： —
	水域等： —
	建物： —
	工作物： —
	附帯施設： —
<p><b>【事案内容】</b></p> <p>本件は、本年8月26日に開催された神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会において行われた協議内容について、日米合同委員会の承認を得たものである。</p> <p>添付資料：神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会の概要</p>	

連絡先：地方調整課長 谷井 淳志  
 地方調整課先任部員 鋤先 幸浩  
 TEL：03-3268-3111（内線：36619）

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整  
部会の概要

- 1 本年7月21日の第4回会合においては、日本側から、平成16年9月の第3回会合以降の経緯について説明がなされるとともに、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設（トンネルの整備を含む）の促進を図るために必要と思われる内容について、米側に対し要請を行い、日米双方で議論した結果、日本側からの要請については、各々、今後鋭意検討・協議していくことで日米間の認識が一致したところである。
- 2 今回の会合においては、第4回会合において日本側からなされた要請について、米側から検討結果の報告がなされ、日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。

(1) 横須賀地区の家族住宅の不足数について

現時点において、海軍の基準に基づき、横須賀海軍施設のために必要となる家族住宅の戸数は約700戸である。

(2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅建設戸数について

平成16年当時は、不足数約400戸に、根岸住宅地区の移設分約400戸を加え、合わせて約800戸が必要なところ、地元自治体からの要望を踏まえて約100戸を削減し、約700戸の建設を日米間で合意したところである。しかしながら、以下の理由から、当面の措置として、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅建設戸数は、根岸住宅地区の移設分として約400戸程度の家族住宅等を建設する。

- ① 平成17年以降、施設・区域外に居住する者に対して良好な住宅を提供するため、米海軍自らが借り上げ住宅の制度（RPP）を活用し、約300戸の住宅借り上げを行ってきたこと
- ② 根岸住宅地区の家族住宅の老朽化がより深刻なものとなってきたこと

③ 米海軍としては、米軍人及びその家族にはできるだけ良質な住環境を提供したいという考えがあること

④ 平成16年当時、日米間で合意した横浜市内の施設・区域を早急に返還して欲しいとの日本側の要望を踏まえ、当面必要な家族住宅の建設の早期終了を図ること

⑤ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅建設戸数はできるだけ減らして欲しいとの地元自治体の要望を踏まえ、日本側から同様の要請があったこと

家族住宅等の規模、配置等については、今後速やかに日米間で調整する。

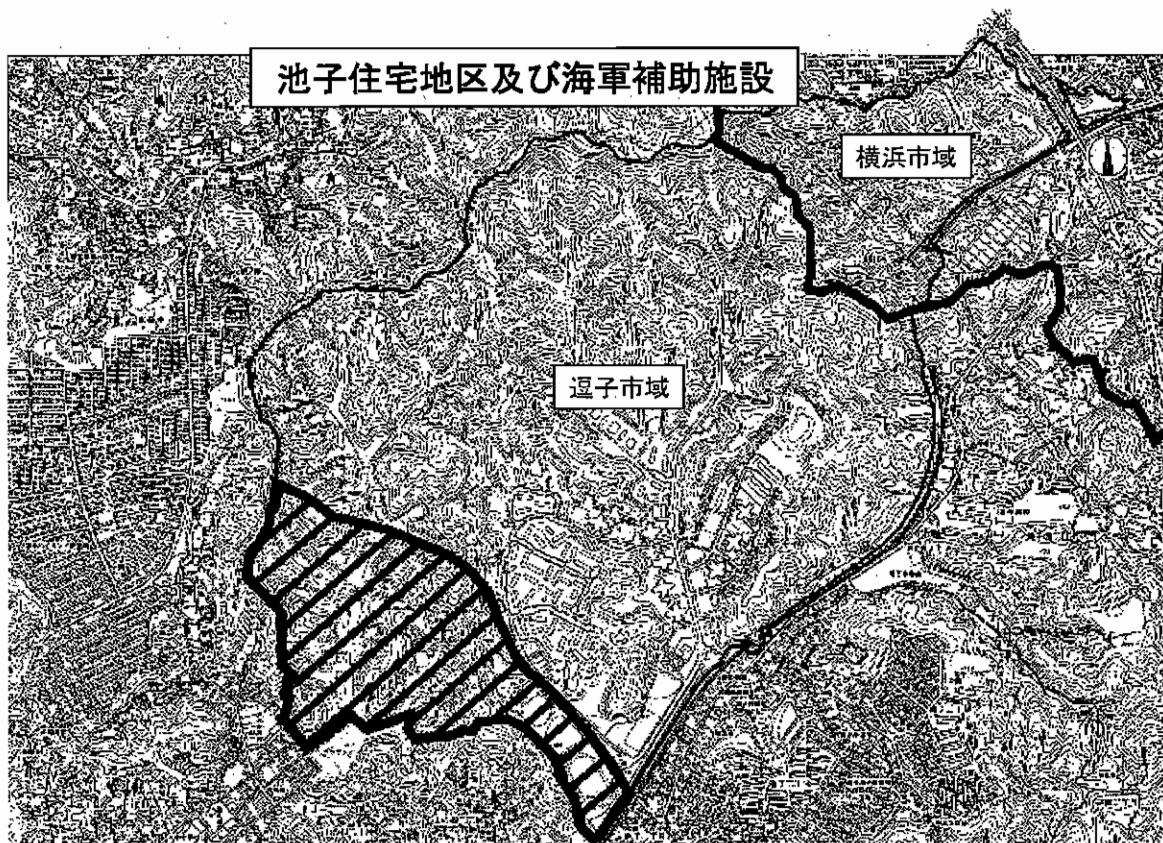
なお、平成16年に建設を合意した700戸程度との差、約300戸については、将来において、その時点での需要を考慮し、日米間で協議の上建設することとし、その建設場所については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域が一つの選択肢としてあり得るが、将来改めて日米間で協議する。

(3) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設西側の運動施設地区及びキャンプ場地区）の返還について（別添参照）

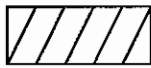
当該土地の返還については、引き続き、日米間で協議することとし、返還が実現するよう努力する。

一方、当該土地の返還には相当の期間を要することから、返還までの間、今後、米側から提示される共同使用（地位協定2-4-aが適用される施設・区域）にあたっての要件及び時期について日米間で協議の上、合意され、それらが満足された場合には、当該土地を逗子市と共同使用することとする。

3 今後は、今回の協議内容について、関係自治体に説明した上で、日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告することとし、日米合同委員会の承認が得られた後には、施設調整部会等の場で、所要の協議・調整が進められることとなる。



凡 例

 返還提案地 (約40ha)